

香川県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月2日

香川県議会議長　山　本　直　樹

香川県議会規則第1号

香川県議会議規則の一部を改正する規則

香川県議会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員の派遣) 第125条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。	(議員の派遣) 第125条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。
2 略	2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。